



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

10

2023

発行:種子田社会保険労務士事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田1-1-9 種子田ビル2階

TEL 099-299-0087 FAX 099-297-5095 e-mail sharoushi@taneda.biz

重要改正

令和5年度の地域別最低賃金—すべての都道府県で正式決定！

令和5年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申などを経てすべての都道府県から正式決定の公示がありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和5年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

□ は改定あり(すべての都道府県で改定)

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
		前年度				前年度	
北海道	960	(920)	令和5年 10月1日	滋賀	967	(927)	令和5年 10月1日
青森	898	(853)	令和5年 10月7日	京都	1,008	(968)	令和5年 10月6日
岩手	893	(854)	令和5年 10月4日	大阪	1,064	(1,023)	令和5年 10月1日
宮城	923	(883)	令和5年 10月1日	兵庫	1,001	(960)	令和5年 10月1日
秋田	897	(853)	令和5年 10月1日	奈良	936	(896)	令和5年 10月1日
山形	900	(854)	令和5年 10月14日	和歌山	929	(889)	令和5年 10月1日
福島	900	(858)	令和5年 10月1日	鳥取	900	(854)	令和5年 10月5日
茨城	953	(911)	令和5年 10月1日	島根	904	(857)	令和5年 10月6日
栃木	954	(913)	令和5年 10月1日	岡山	932	(892)	令和5年 10月1日
群馬	935	(895)	令和5年 10月5日	広島	970	(930)	令和5年 10月1日
埼玉	1,028	(987)	令和5年 10月1日	山口	928	(888)	令和5年 10月1日
千葉	1,026	(984)	令和5年 10月1日	徳島	896	(855)	令和5年 10月1日
東京	1,113	(1,072)	令和5年 10月1日	香川	918	(878)	令和5年 10月1日
神奈川	1,112	(1,071)	令和5年 10月1日	愛媛	897	(853)	令和5年 10月6日
新潟	931	(890)	令和5年 10月1日	高知	897	(853)	令和5年 10月8日
富山	948	(908)	令和5年 10月1日	福岡	941	(900)	令和5年 10月6日
石川	933	(891)	令和5年 10月8日	佐賀	900	(853)	令和5年 10月14日
福井	931	(888)	令和5年 10月1日	長崎	898	(853)	令和5年 10月13日
山梨	938	(898)	令和5年 10月1日	熊本	898	(853)	令和5年 10月8日
長野	948	(908)	令和5年 10月1日	大分	899	(854)	令和5年 10月6日
岐阜	950	(910)	令和5年 10月1日	宮崎	897	(853)	令和5年 10月6日
静岡	984	(944)	令和5年 10月1日	鹿児島	897	(853)	令和5年 10月6日
愛知	1,027	(986)	令和5年 10月1日	沖縄	896	(853)	令和5年 10月8日
三重	973	(933)	令和5年 10月1日	全国加重平均額	1,004	(961)	

★ 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。改定後の地域別最低賃金の額を必ず確認するようにしましょう。

要確認

令和6年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」など

毎年8月31日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。令和6年度(2024年度)の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

令和6年度(2024年度)厚生労働省予算の概算要求

- 一般会計総額は「33兆7,275億円」となっています(過去最大)。
- 今回の概算要求では、次の3点を柱とし、重点的な要求を行うこととされています。
 - ・ 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築
 - ・ 構造的な人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
 - ・ 包摂社会の実現



次ページへ続く

●このうち、企業実務に特に関連があるのは、『労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進』といえます。主な項目には、次のようなものがあります（抜粋）。

[]は令和5年度当初予算額

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 →677 億円〔625 億円〕
- リ・スキリングによる能力向上支援 →1,468 億円〔1,379 億円〕
- 個々の企業の実態に応じた職務給の導入 →0.6 億円〔一〕
- 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 →619 億円〔614 億円〕
- フリーランスの就業環境の整備 →6.2 億円〔3.8 億円〕
- 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 →147 億円〔141 億円〕
- ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 →144 億円〔122 億円〕
- 仕事と育児・介護の両立支援 →200 億円〔162 億円〕
- 多様な人材の就労・社会参加の促進 →955 億円〔945 億円〕
- 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援 →801 億円〔738 億円〕



★やはり、最近話題の政策には、多くの予算が要求されていますね。要求どおりに予算が成立するのか？ 具体的にはどのような施策となるのか？ など動向をチェックしておくといでしょう。

要確認

生成 AI サービスの利用 個人情報取扱事業者などに注意喚起(個人情報保護委員会)

現在、生成 AI サービスが普及し、利用者が急増しています。このサービスは、誰でも手軽に使うことができ、様々な情報を入手できるようになる一方で、気付かないうちに個人情報保護法に違反してしまう可能性があります。そこで、個人情報保護委員会から、個人情報取扱事業者と行政機関等に向けて、次のような注意喚起がありました。

.....注意喚起（**個人情報が AI の学習データとして利用されていませんか？**）.....

入力する情報が、生成 AI サービスの提供者において AI の学習データとして利用されることが予定されている場合には、利用者（個人情報取扱事業者及び行政機関等）には以下の規律が課されます。このため、利用規約を確認するなどした上でサービスを利用するようにしてください。

○**個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者）に対する規律**

個人データを第三者に提供する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません（個人情報保護法第27条、第28条）。

○**行政機関等に対する規律**

保有個人情報を利用、提供する場合は、原則として、特定された利用目的のために利用、提供しなければなりません（個人情報保護法第69条）。

★生成 AI サービスの利用者が入力した情報について、生成 AI サービスの提供者が自らの AI の精度向上等のために学習データとして利用することとしている場合に、利用者が個人データもしくは保有個人情報を入力すると、利用者から提供者に対し、個人データもしくは保有個人情報を提供したことになります。

生成 AI のサービスやアプリを利用する場合、当たり前のことかもしれませんが、入力する内容には注意するようにしましょう。



**お仕事
カレンダー
10月**

10 / 10	● 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10 / 31	● 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
	● 8 月決算法人の確定申告と納税・2024 年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
	● 11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
	● 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月～9 月分の労災事故について）
	● 労働保険料の納付（延納 2 期分）